

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ ○ 公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則 …… 福利・給与課 1頁

規 則

平成27年 9月29日付け三重県公報第2738号に、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則が次のように掲載されました。

三重県人事委員会及び三重県教育委員会は、公立学校職員の退職手当に関する条例（昭和三十年三重県条例第十一号）の規定に基づき、公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十七年九月二十九日

三重県人事委員会委員長 竹 川 博 子
三重県教育委員会委員長 前 田 光 久

三重県人事委員会規則 三重県教育委員会規則 第十二号

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公立学校職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和三十年 三重県人事委員会規則 第一号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第三号中「地方公務員等共済組合法第八十四条第二項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある」を削る。

第一号様式の中「元所属の」を削る。

附 則

この規則は、平成二十七年十月一日から施行する。



発 行
津 市 広 明 町 1 3 番 地
三 重 県 教 育 委 員 会

印 刷
有 限 会 社 第 一 プ リ ン ト 社